

【様式 1】

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に係る宣言書 (業界団体用)

経済産業省

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長 殿

下記の事項について、本書面で誓約致します。

記

- 一般社団法人日本寝具寝装品協会が策定したヘルスケア認定寝具制度は、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の記載事項を踏まえ策定していることを宣言します。
- 一般社団法人日本寝具寝装品協会の策定したヘルスケア認定寝具制度が、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を遵守していることの説明責任は一般社団法人日本寝具寝装品協会に帰するものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえ策定したヘルスケア認定寝具制度に基づき、会員企業等が提供するヘルスケアサービスが、第三者に損害を与えた場合には、損害を与えた会員企業等が当該損害についての全責任を負うものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- ロゴマークの使用は、ヘルスケア認定寝具制度の普及のための活動のみに限るものであり、会員企業等がロゴマークを使用することはありません。
- 会員企業等に対し、ロゴマークを使用することがないように周知徹底します。
- ロゴマークの使用にあたって要する一切の費用は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用等を含め、一般社団法人日本寝具寝装品協会が負担します。
- 一般社団法人日本寝具寝装品協会は、会員企業等に対し関係法令等の遵守の徹底を図り、健全なヘルスケア産業の発展に努めます。
- 経済産業省から要請がある場合は、ヘルスケアサービス提供実態やロゴマーク使用実態等の報告を行うものとします。
- 本宣言書及び別表は、ヘルスケア認定寝具制度内に別添することで公知します。

以上

令和 2 年 3 月 23 日

ヘルスケア認定寝具制度
一般社団法人日本寝具寝装品協会
代表理事 西川康行